

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ 定 款 ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

(商 号) 株 式 会 社 ゼ ネ ラ ル ・ オ イ ス タ ー

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ゼネラル・オイスターと称し、英文では General Oyster, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 飲食店、レストラン、バー、リゾート施設、宿泊施設の経営及びコンサルティング
2. 食品、水産物の加工、輸出入、卸売及び販売
3. 酒類の製造及び販売
4. 魚介類の養殖
5. 魚介類の種苗生産及び販売
6. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介

- 7 . 健康食品の製造、販売、輸出入、流通及びコンサルティング
- 8 . 化粧品、医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、販売及び輸出入
- 9 . キャラクター商品、玩具の企画、製造及び販売
- 10 . 物流センターの運営業及びコンサルティング
- 11 . 農場、農園の経営及び畜産物、農産品の生産、加工、販売並びに輸出入
- 12 . 食品衛生管理に関する機器及び商品の販売
- 13 . 太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電
- 14 . 太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の施設運営及びそれらの支援・コンサルティング業務
- 15 . 前各号の事業を営む企業に対する投資
- 16 . 前各号に附帯する一切の業務

2 . 当会社は、前項各号及びこれに付帯

または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行なう。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1900万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 . 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関

する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 . 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株

主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 2 条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招 集 権 者 及 び 議 長)

第 1 3 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 . 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議 決 権 の 代 理 行 使)

第 1 6 条 株 主 は 、 当 会 社 の 議 決 権 を 有 す る 他
の 株 主 1 名 を 代 理 人 と し て 、 議 決 権
を 行 使 す る こ と が で き る 。

2 . 前 項 の 場 合 に は 、 株 主 ま た は 代 理 人
は 代 理 権 を 証 明 す る 書 面 を 、 株 主 総
会 ご と に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

(議 事 録)

第 1 7 条 株 主 総 会 に お け る 議 事 の 経 過 の 要 領
お よ び そ の 結 果 な ら び に そ の 他 法 令
に 定 め る 事 項 は 、 議 事 録 に 記 載 ま た
は 記 録 す る 。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会 並 び に 監 査 等 委 員 会

(取 締 役 会 及 び 監 査 等 委 員 会 の 設 置)

第 1 8 条 当 会 社 は 取 締 役 会 及 び 監 査 等 委 員 会
を 置 く 。

(取 締 役 の 員 数)

第 1 9 条 当 会 社 の 取 締 役 (監 査 等 委 員 で あ る
も の を 除 く 。) は 、 7 名 以 内 と す
る 。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員により、または補欠として選任

された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

- 4 . 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 5 . 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 . 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 . 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選

定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査委員に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数

が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の決議方法)

第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領

及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会の議事録)

第 3 1 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 3 2 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 3 3 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 3 4 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定

める。

(取締役の責任免除)

第 3 5 条 当会社は社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 3 6 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 3 7 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 3 8 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時
までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会に
おいて別段の決議がされなかったと
きは、当該定時株主総会において再
任されたものとみなす。

(会 計 監 査 人 の 報 酬 等)

第 3 9 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役
が監査等委員会の同意を得て定め
る。

第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第 4 0 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日
から（翌年）3月31日までとす
る。

(期 末 配 当 金)

第 4 1 条 当会社は、株主総会の決議によっ
て、毎年3月31日の最終の株主名
簿に記載または記録された株主また
は登録株式質権者に対し、金銭によ
る剰余金の配当（以下「期末配当
金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 4 2 条 当 会 社 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ
て 、 毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名
簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た
は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し 、 会 社 法 第
4 5 4 条 第 5 項 に 定 め る 剰 余 金 の 配
当 (以 下 「 中 間 配 当 金 」 と い う 。)
を す る こ と が で き る 。

(期 末 配 当 の 除 斥 期 間)

第 4 3 条 期 末 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 が 、 支
払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も
受 領 さ れ な い と き は 、 当 会 社 は そ の
支 払 義 務 を 免 れ る 。

2 . 未 払 の 期 末 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金
に は 利 息 を つ け な い 。

第 7 章 附 則

第 1 条 本 則 第 三 条 の 変 更 は 2 0 2 5 年 1 1 月
1 日 か ら 効 力 を 生 じ る も の と し 、 同
日 を も っ て 附 則 本 条 を 削 除 す る も の
と す る 。

上記は、定款の原本の写しに相違ありません。

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役 **渡 邊 一 博**